

# 鶴岡市立斎小学校 いじめ防止基本方針

【ダイジェスト版】

令和8年4月

- 子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが保護者、そしてそれに関わる我々教師の願いである。

学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」をしっかりと教え、育てていく「いのち」の教育を大切にすすめていく必要がある。

- いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示しながらも、誰でも加害者にも被害者にもなり得ること、いじめは、どこでも起こり得ることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるよう、教職員が一致協力し、積極的にいじめ防止に取り組むことが求められる。

学校、PTA、地域、関係機関が連携し、いじめを生まない学校づくりと、いじめの早期発見、即時対応の体制づくりが必要である。

## I いじめの問題に対する基本的な考え方

### ○用語の定義 [いじめ防止対策推進法 第2条]

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる 等

\*けんかや  
ふざけあいも、  
含まれる。

## II いじめ防止等の基本的な取り組み

### 未然防止

- (1)児童理解の推進
- (2)学校の教育活動全体を通じた道徳教育推進
- (3)「いのち」の教育の推進
- (4)心を掘り起こし実践力を育む学級経営、居場所作り絆作り
- (5)児童会等を中心とした主体的な活動の推進
- (6)教員等の資質能力の向上
- (7)PTA組織を生かした取り組み

Itsuki

### 早期発見

- (1)教職員全員による児童の見守り
  - (2)教職員の情報ネットワークの強化
  - (3)学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり
  - (4)児童や保護者が相談しやすい環境づくり
- <具体的には>
- ・いじめアンケート等実施
  - ・「教育相談」会議の開催等

Itsuki

### 早期対応・組織的対応

- (1)素早い事実確認と報告・連絡・相談
  - (2)正確な実態把握と組織的な対応
  - (3)具体的な対応と支援
    - ①被害者児童及び保護者へ
    - ②加害者児童及び保護者へ
    - ③周囲の児童へ
    - ④継続した指導
  - (4)相談体制の充実
  - (5)集団へのはたらきかけ
- \*教育委員会等との連携も

Itsuki

## III ネット上のいじめへの対応

情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

## IV 新型コロナウイルス感染症に伴う問題

人権への配慮と、啓発活動

家庭・地域・PTAとの連携

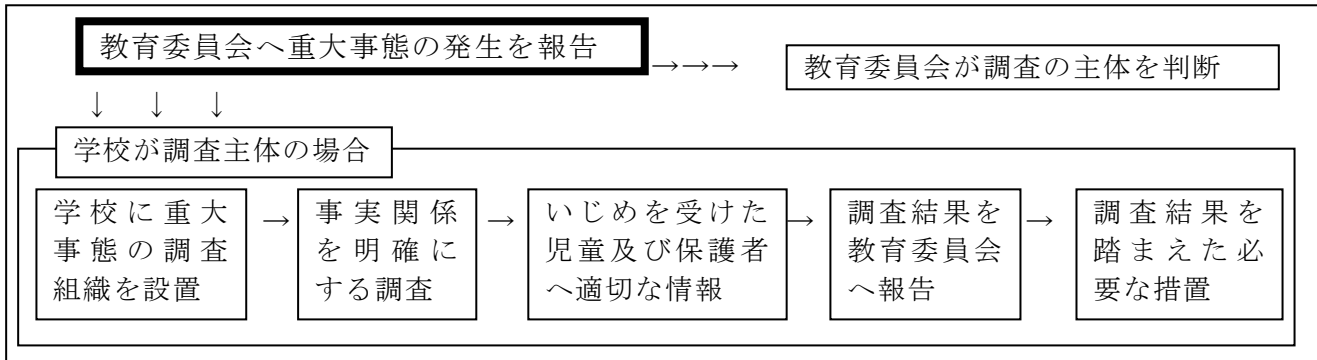
早期発見・早期対応

- (1)早期発見への取り組み
- (2)早期対応への取り組み

\*現実の人間関係把握もポイント

## V 重大事態への対応

- 当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席」することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、児童や保護者から申し立てを受けたのち、教育委員会へ速やかに報告する。
- 教育委員会との協議の上、当該組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う等、的確な対処を進める。



### 〈齋小学校のいじめ防止関係活動 年間計画〉

	校内会議等	保護者・地域等との関連	児童への指導等
4月	○職員会議「いじめ基本方針の内容確認」 ○研修①「児童理解研修」	○PTA総会（いじめ防止方針の共有） ○授業参観①、学級懇談会①	○登校班集会 ○前期縦割り班編成
5月		○教育相談日① ○学校運営協議会①	○前期縦割り班活動 ○Q Uアンケート
6月	○職員会議(教育相談、特別支援教育)	○いじめアンケート① ⇒個別連絡・相談	○いじめアンケート① ⇒個別面談
7月	○いじめ研修会① ○学期反省会議	○地区懇談会	○経過面談（月1回程度）
8月	○研修②「Q U研修会」 ○職員会議(教育相談、特別支援教育)		○夏季休業中の生活表提出
9月		○保護者会	○後期縦割り班編成 ○生活アンケート
10月	○職員会議(教育相談、特別支援教育)	○学童保育連絡会	○後期縦割り班活動
11月		○学校運営協議会② ○授業参観② ○いじめアンケート②	○いじめアンケート② ⇒個別面談 ○経過面談（月1回程度）
12月	○学校評価アンケート ○職員会議(教育相談、特別支援教育) ○いじめ研修会②	○学校評価アンケート ○教育講演会、教育相談②	○学校評価アンケート
1月	○職員会議(教育相談、特別支援教育)	○学校評価アンケートの結果等公表	
2月	○年間反省会議「基本方針の見直し・確認」	○民生委員児童委員懇談会 ○新入生保護者説明会 ○学校運営協議会③ ○授業参観③、学級懇談会②	
3月	○職員会議(教育相談、特別支援教育)	○教育相談	
通年	○早期かつ組織的な対応 ○日々の情報共有 ○PDCAサイクルの確かな実施 ○職員会議での情報の共有 ○スクールカウンセラー等との連携	○家庭、地域との連携 ○学校・学級だより等による啓発 ○PTA役員会・各部委員会、PTA学年行事・懇親会の活用 ○ホームページの活用	○日常の観察 ○信頼関係の構築 ○情報モラル教育の時間設定（ネットいじめへの対応） ○道徳・人権教育の充実

★ 相談窓口 ○齋小学校・☎22-1566 \* 「何かおかしい」・「いつもと違う」と感じたら、相談を！